

## 第 8 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 1 4 年 4 月 1 5 日 ( 月 ) 午前 9 時 2 5 分 ~ 午前 1 1 時 2 0 分

場 所 生駒市役所 4 0 3 ・ 4 0 4 会議室

出席者

委 員 奥田善春、風間規男、窪田博、下村敏博、津村貴一、中尾芳巳、藤岡勉、前場トモ子、松川春彦、横井和子 ( 五十音順 )

実施機関職員 情報政策課長・奥田博、同課課長補佐・田島誠、同課情報化推進係員・乾久美子

事務局 企画財政部長・窪田勝博、文書課長・塩谷郁夫、情報公開室長・川崎寿彦、同室情報公開係長・堀本慎一、同室情報公開係主査・真銅美雪

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 委員名簿
- 3 諮問書一式 ( 諮問個第 7 号 )
- 4 諮問案件関係書類 ( 地域情報ネットワーク整備事業にかかる個人情報保護審議会説明資料、地域 I T のための自治省アクション・プラン等 )
- 5 平成 1 3 年度生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書 ( 概要版 )

議 題

- 1 委員の紹介
- 2 会長・副会長の選出について
- 3 諮問個第 7 号 電子計算機の結合について

( 個人情報処理する電子計算機と、本市の実施機関以外の者が管理する機器の結合 )

- ( 1 ) 実施機関説明
- ( 2 ) 質疑
- ( 3 ) 審議
- 4 平成 13 年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について
- 5 その他

#### 審議内容

##### 1 委員の紹介

事務局から委員の紹介があった。

##### 2 会長・副会長の選出について

〔結論〕

会長に下村委員を、副会長に風間委員を選出した。

〔審議経緯〕

会長の選出について

両制度を熟知され、また、昨年度まで会長として本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた下村委員に引き続き会長をお願いするのがよい。

副会長の選出について

両制度を熟知され、また、昨年度まで下村会長とともに本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた風間委員に引き続き副会長をお願いするのがよい。

##### 3 諮問個第 7 号 電子計算機の結合について

( 情報通信基盤の整備に伴い、個人情報処理する電子計算機 ( 各所属に設置しているパーソナルコンピュータで、単独で個人情報処理するもの ) とインターネットを結合することについて )

〔結論〕

電子計算機の結合については、次の意見を付して適当なものと認める。「今後、個人情報を取り扱う新たなネットワークシステムを構築するときは、当運営審議会に諮問することとする。」

答申の詳細については会長、副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 実施機関説明

所管課である企画財政部情報政策課の職員から、本件についての詳細説明があった。

(2) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 学校では既にインターネットが接続されているが、構築後はどのように変わるのか。

A . インターネットは従来からK C NのC A T V回線を利用しているので、接続方法は基本的に変わらない。ただ、現在は各学校にサーバーを設置しているが、これらを一つにまとめた大きな教育用サーバーをK C Nに設置することになる。

Q . 今回の地域情報ネットワーク整備事業では、C A T V回線のきていない地域にも回線を引くのか。

A . 市の各施設をC A T V回線で結ぶことになり、施設にあるタッチパネルパソコン等でインターネットによる情報検索が可能になる。

Q . 経済的なメリットについて、また、端末は別にして費用負担はかかってくるのか。

A . 当初、構築のための費用はかかるが、長い目でみれば業務の効率化等メリットは大きい。また、現在はインターネット専用として使用しているパソコンを他の業務にも利用できるため、経費削減が図れる。

Q . 昨今の銀行の A T M 等でトラブルが発生していることに対して、N T T 回線を C A T V 回線に切り替えることによりトラブルが発生するようなことはないのか。また、トラブルが発生した際のバックアップはとっているのか。

A . 銀行の A T M 等でのトラブルは大型コンピュータ内のプログラムが原因となっていて、今回の構築は N T T 回線を C A T V 回線に切り替えるのみで、システムの変更はないのでトラブルの発生は考えられない。また、データのバックアップについても、従前から日々に行っており、バックアップデータの保管についても出納室の金庫に納めている。

Q . 財務会計に会社名は出てくるのか。

A . 債権者、債務者として社名は登録されているが、専用回線内でインターネットとは回路が区分されているので、個人が見ることは出来ない。

Q . 構築後の安全性は、構築前と比べてどうか。

A . 現状では K C N に生駒市のサーバーが置かれており、そこから市役所に入ってくるところに 1 ヶ所、不正侵入防止装置を設置している。しかし、出先機関は一般家庭の場合と同様に直接 K C N と接続しているので、ウィルスや不正侵入等の危険性が生じている。構築後は市役所の本庁にサーバーを設置し、その前後に不正進入防止装置を設置することになり、安全性は現状より確実に高くなる。

Q . 今まで N T T 回線を利用していた財務会計システムや証明書発行システムが C A T V 回線でインターネットと一本化されることにより不正侵入等される危険性はないのか。

A . 信号切り分け装置の設置により、各システムが専用回線的になるため、不正侵入はできない。100%安全であるとは言えないが、奈良先端科学技術大学院大学のセキュリティ専門の先生にも相談し、設計図を見て

もらっている。

### ( 3 ) 審議

次のような意見があった。

情報化社会が進展する状況においては、電子計算機の結合の制限が規定されている 10 条を見直す必要があるのでは。

電子化が進む中で、オンライン結合禁止条項を制定していない市が多くみられるが、個人の権利を侵害する危険性が無いわけではないので、電子計算機の結合の必要性と個人情報保護の両面を考慮しながら、チェックを行う必要があるのでは。

C A T V 回線は N T T 回線と違って度数、通話時間に関係なく定額なので経済的である。

情報化時代に対応するという目的は公益性があると考えられる。

個人情報扱う者の責任は重大になるが、システムのセキュリティがしっかりしているなら、認めてよいのではないか。

現状での技術面では一定の安全性を了承するものの、安全性については今後も注意をしていく必要があるのでは。

これで一応の基盤整備が出来たとしても、将来何が出来るか未知の部分もあるので、公益性とのバランスでとらえていかなければならないのでは。

今回の諮問内容は条例施行時に想定されていたものと違ってきているのでは。単なる 1 対 1 の機器の結合ではなくて、インターネットによる高度の情報化推進事業によるオンライン化を含めた諮問になってきているのではないのか。

セキュリティはしっかりしていても、個人情報が取り扱われる以上マイナス面も考慮しなければならないが、将来を踏まえれば 1 0 0 % の安

全性はないものの、やっていかなければならないのでは。

申請・届出等のオンライン化等、新たなシステムを構築する際は改めて審議する必要があるのではないか。

新たなシステムの構築については、何らかの歯止めをかけるため実施機関の判断で諮問に付するという制限を加えておくべきである。

#### 4 平成13年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

事務局から、平成13年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況についての説明があった。

#### 5 その他

答申文について、会長及び副会長に詳細をつめていただいた上で各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第送付させていただくので、お目通しいただきたい。